



「営業秘密」を管理して事業所を守り、強くしましょう！

営業秘密として不正競争防止法による保護を受けるためには、一律に高度な水準で管理されていることが求められるわけではなく、「合理的な管理」がされていれば足够了。事業者の実態・実情に応じた適切な管理方法を選択しましょう。

情報が記載・記録された媒体に対する管理方法の例

秘密表示 分離保管

- ・「極秘」等のシールを貼付する
- ・保管室や保管庫の中に営業秘密が記載・記録されている媒体専用のスペースを設置する

媒体の保管 持出し 複製の制限 廃棄

- ・施錠可能な金庫・キャビネットなどに施錠し保管
- ・持出しや複製を禁止する
- ・廃棄の際は、シュレッダーにかけたり、CD-ROMを切るなど、復元不可能な措置を講じる

アクセス 及び 管理権者の 限定

- ・コンピュータの閲覧に関するパスワードやユーザーIDを設定する
- ・営業秘密にアクセスできる者を、文書等にその氏名等を記載することで指定する

外部からの不正アクセス に対する 防御

- ・ファイアーウォールを導入する
- ・営業秘密を保存しているコンピュータは、外部のインターネットに接続しない

人に対する管理方法の例

就業規則・ 契約等による 秘密保持の 要請

- 守るべき営業秘密を明確にした上で
- ・就業規則等に秘密保持の規定を設ける
 - ・従業者等に対し在職中・退職時に秘密保持契約や誓約書により秘密保持義務を課す
 - ・会社間で取引の開始時に秘密保持契約を締結する

教育・研修 の実施

- ・定期的に行われる朝礼等の際に、随時、営業秘密の取扱いに関する注意喚起を行う
- ・従業員等に対し、秘密管理の重要性について定期的な教育を実施する

営業秘密の管理体制をチェックしよう！



営業秘密管理チェックシート(指定編)

No.	管理手順等	項目	選択肢	内容	配点	加減事由	得点
以下の項目について、 <u>秘密情報ごとにチェックする</u>							
1	秘密指定	指定の有無・特定性	個別的・具体的	当該情報(それが保存・管理された書面、記録媒体、コンピュータを含む。以下同じ。)について、就業規則、誓約書、契約書、営業秘密管理規程その他の文書(以下「規程等」という。)によって従業者等(示された者)が秘密保持義務の対象となる情報として個別的・具体的に指定している。 例)「顧客情報(氏名、住所、性別、年齢等)」、「自社商品の原価情報」、特許のクレーム類似の特定など	50	口頭によって指定したにすぎない場合は30点	指定編
			概括的等	当該情報について、規程等によって従業者等の秘密保持義務の対象となる情報として概括的に指定したり、営業秘密記録されるなどした媒体や保管先・保管施設等によって指定したりしている。 例)「〇〇製品の△△に関するデータ」、「他社との共同研究開発に関する秘密情報」、「ラボノート〇〇に記載された情報」、「〇〇データベースに記録された情報」、「〇〇工場の△△室において得られた情報」など	30	口頭によって指定したにすぎない場合は15点	
			包括的	当該情報について、規程等によって従業者等の秘密保持義務の対象となる情報として包括的に指定している。 例)「業務上の秘密」、「機密情報」など	10	口頭によって指定したにすぎない場合は5点	
			指定なし	当該情報について、秘密とすべきことを指定していない。	0		
2		組織的指定		営業秘密の指定・管理に関する規程又は管理基準を策定し、これに基づいた組織的な秘密指定プロセスによって、当該情報の秘密指定が行われている。	10		
3	アクセス権限の範囲指定	指定の有無	規程等で明確に指定(内部あり)	当該情報にアクセスできる者の範囲(役職、配属先、業務等)を規程等によって明確に指定している(規程等で責任者を明確にし、責任者が口頭又は書面によってアクセスできる者を明確にしている場合等も含む。) 例)役員のみアクセスできる「極秘」、部配属者のみアクセスできる「部外秘」など	30		
			規程等で明確に指定(外部のみ)	当該情報に内部者以外がアクセスしてはならないこと(又は外部者によるアクセスを防ぐべきこと)を規程等によって明確に指定している。 例)「社外秘」など	10		
			事実上の内部制限	当該情報について、アクセスできる者の範囲を明確に指定した規程等はないが、配属先や担当業務によって事実上のアクセス制限を内部的に行っている。	10		
			明確な指定なし	当該情報にアクセスできる者の範囲を明確に指定していない。	0		
4		厳格な限定		当該情報にアクセスできる者について、役員・管理職以上といった、ごく一部の者に限定している。	10		

※営業秘密管理チェックシートの一部です。詳細は、経済産業省HP内アドレス<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>のページ内、営業秘密管理指針の参考資料1:営業秘密管理チェックシート【PDF形式】の文書をご参照いただくか下記へお問い合わせ下さい。

この記事に関するお問い合わせ先

◆営業秘密に関するご相談(知的財産総合支援窓口):社団法人発明協会奈良県支部 電話 0570-082100(最寄りの支部につながります)

◆営業秘密管理指針のお問い合わせ:経済産業省知的財産政策室 電話 03-3501-3752